

築上町告示第57号

平成27年第2回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成27年5月22日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成27年6月4日
  - 2 場 所 築上町役場議事堂
- 

○開会日に応招した議員

工藤 政由君	小林 和政君
宮下 久雄君	西畑イツミ君
西口 周治君	塩田 昌生君
丸山 年弘君	吉元 成一君
武道 修司君	塩田 文男君
工藤 久司君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
田村 兼光君	

---

○6月8日に応招した議員

---

○6月9日に応招した議員

---

○6月10日に応招した議員

---

○6月18日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成27年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

平成27年6月4日 (木曜日)

---

**議事日程 (第1号)**

平成27年6月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- ②町長の報告
- 報告第1号 平成26年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第45号 専決処分について (平成26年度築上町一般会計補正予算 (第8号) について)
- 日程第5 議案第46号 専決処分について (平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について)
- 日程第6 議案第47号 専決処分について (平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について)
- 日程第7 議案第48号 専決処分について (築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 議案第49号 専決処分について (築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第9 議案第50号 平成27年度築上町一般会計補正予算 (第1号) について
- 日程第10 議案第51号 平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第11 議案第52号 築上町有害鳥獣解体処理施設設置条例の制定について
- 日程第12 議案第53号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第54号 町道路線の廃止について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- ②町長の報告
- 報告第1号 平成26年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第45号 専決処分について（平成26年度築上町一般会計補正予算（第8号）について）
- 日程第5 議案第46号 専決処分について（平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第6 議案第47号 専決処分について（平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第7 議案第48号 専決処分について（築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第8 議案第49号 専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第9 議案第50号 平成27年度築上町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第51号 平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第52号 築上町有害鳥獣解体処理施設設置条例の制定について
- 日程第12 議案第53号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第54号 町道路線の廃止について

---

出席議員（15名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 工藤 政由君  | 2番 小林 和政君  |
| 3番 宮下 久雄君  | 4番 西畑イツミ君  |
| 5番 西口 周治君  | 6番 塩田 昌生君  |
| 8番 丸山 年弘君  | 9番 吉元 成一君  |
| 10番 武道 修司君 | 11番 塩田 文男君 |
| 12番 工藤 久司君 | 13番 中島 英夫君 |

14番 田原 宗憲君

15番 信田 博見君

16番 田村 兼光君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君

総務係長 脇山千賀子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	副町長	……………	八野 紘海君
教育長	……………	亀田 俊隆君			
会計管理者兼会計課長	……………				神崎 博子君
総務課長	……………	則行 一松君	財政課長	……………	八野 繁博君
企画振興課長	……………	江本 俊一君	人権課長	……………	柿本直保美君
税務課長	……………	江本昭二郎君	住民課長	……………	加藤 秀隆君
福祉課長	……………	平塚 晴夫君	産業課長	……………	今富 義昭君
建設課長	……………	平尾 達弥君	都市政策課長	……………	竹本 信力君
上水道課長	……………	加來 泰君	下水道課長	……………	吉留梯一郎君
総合管理課長	……………	塩田 健治君	環境課長	……………	進 信博君
農業委員会事務局長	…	西畑 尚幸君	商工課長	……………	中野 康弘君
学校教育課長	……………	繁永 和博君	生涯学習課長	……………	吉元 保美君
監査事務局長	……………	永野 隆信君			

---

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成27年第2回築上町議会定例会を開会します。

新川町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。

一昨日、梅雨入りをいたしまして、おとといからきのうの朝にかけて非常に大きな雨が降りま

したが、幸いにも災害がなくて何よりでございました。

定例会を迎えましたところ、全議員の御参集をいただきました。大変ありがとうございます。皆様方にとっては、任期最後の定例会でございますし、どうぞよろしく願い申し上げます。

そして、3月からきのうまでの出来事というふうなことで御報告申し上げますけれど、まずは、液肥の関係でJICAの予算を受けまして、ベトナムのほうのダナン市に行ってみりました。ダナン市も非常に積極的に、この液肥を受け入れようというようなことで、各部署ともどもこれに非常に興味を持って、実証プラントの建設に向かっているところでございます。

それから、昨日の広域圏で広域圏のあり方というようなことで、既に広域圏は一応用を果たしたのではないかというふうな議論も理事会の中でございまして、例えば、行橋京都地区の給食センターが解体したと、そしてまた、我々豊築でも急患センター、これも医師会がするようになって、今は負担金だけ支払うというふうな状況になってきております。残るは、みやこそれから行橋の急患センター、これは一応広域圏が主体を持って行っておる。それから、我々が加盟しておるのは消防でございますけれども、行橋苅田は既に消防署を設置しながら統合の雰囲気にはなれないというふうなことで、消防組合だけに分けて広域圏を解体したらどうだろうかと、このような話も一応理事会では話が今されておるところでございまして、議員の皆さんにおかれましても御認知のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、一昨日といいますか、31日の日に税務課職員の中村剛幸君が急遽自宅において倒れて、今朝急逝しました。クモ膜下出血ということで、本当に係長になったばかりでございますけれど、本当不慮の事故みたいなもので、今朝朝方6時過ぎに急逝したというようなことでございまして、お知らせをしておきたいと思います。

それから、本議会につきましては、繰越明許費の報告が1件、それから専決処分ということで、一般会計それから国保会計、住宅資金それから税の専決処分をさせていただいておるところでございます。

予算におきましては、一般会計の急を要するものということで、先般修正案をいただきました学校建設の実施設計費、それから保育園の実施設計費等々を計上させていただいておるところでございます。

また、あと駅前開発特別会計でございますけれども、これを弁護士費用を若干計上させていただいておるところでございます。

そしてまた、条例案件は2件というふうなことで、既に入札しております有害鳥獣の処理場の解体処理場の設置条例でございますけれど、これを提案させていただきました。

そしてまた、今までいわゆる介護保険に対する障害認定の委員会がございましたが、これは規約で豊築の各市町村の規約に基づいて支出されておりましたが、やはり受け持ち当番のところの

予算に上げて、そして報酬条例をちゃんと定めたほうがいいだろうという見解に達しまして、豊築ともども本条例を一応報酬条例案の改正を提案させていただいております。

それから後、その他は道路台帳の道路のいわゆる廃止ということで、提案をさせておるところでございます。

どうぞ、案件は10件でございますけれど、よろしく願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） これで行政報告を終わりました。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### **日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、西口周治議員、6番、塩田昌生議員を指名します。

---

### **日程第2. 会期の決定**

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。信田委員長。

○議会運営委員長（信田 博見君） 議会運営委員会の報告をいたします。

6月1日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

6月4日木曜日の本日は、本会議で議案の上程、なお、議案第45号の専決処分（平成26年度築上町一般会計補正予算（第8号））外4件については、専決処分の案件です。よって、本日即決することとして協議しました。

6月5日金曜日は、議案考案日とします。

6月6日土曜日、6月7日日曜日は、休会とします。

6月8日月曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

6月9日火曜日は、一般質問とします。

6月10日水曜日は、一般質問の予備日とします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会とします。

6月11日木曜日は、休会とします。

6月12日金曜日は、厚生文教常任委員会とします。

6月13日土曜日、6月14日日曜日は、休会とします。

6月15日月曜日は、産業建設常任委員会とします。

6月16日火曜日は、総務常任委員会とします。

6月17日水曜日は、委員会予備日とします。

6月18日木曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決です。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については一般質問をお願いします。なお、一般質問の受付締め切りは、あす正午までといたします。

以上、会期は、本日から6月18日までの15日間とすることが適当だと決定いたしましたので御報告いたします。

また、原発事故以来、節電の必要性を踏まえ、夏季における本会議でのクールビズについて協議をいたしました。その結果、委員会においての服装はクールビズにて実施することとし、本会議においてはノーネクタイ、上着着用とします。ただし、暑い方は、自己判断で上着を取っていただくという結果になりましたので御報告します。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日6月4日から18日までの15日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月18日までの15日間に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

それでは、本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第45号外9件です。ほかに、報告事項はお手元に配付のとおり、例月出納検査報告でございます。

次に、町長から報告があります。報告第1号平成26年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について報告をしていただきます。

職員の朗読に続いて、町長の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 報告第1号平成26年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告のついて、平成26年度築上町繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。平成27年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告第1号は、平成26年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告でございますが、3月議会で繰越明許の限度額の承認をいただいておりますが、一応繰越額が確定をいたしました。

総務費の総務管理費、総合戦略策定事業費が、繰越金額が1,174万3,000円となりました。また、民生費の児童福祉保育用施設建設事業費、これが751万7,000円、4款の衛生費、上水道費、簡易水道事業費の繰越額が2,300万円、そして6款農林水産業費の農業費、農産物販売促進事業費、これの繰越額が700万円、商工費、地域住民生活等緊急支援事業費ということで、県からこれ内示をいただきまして繰り越したわけでございますけれど、これが7,405万8,000円、消防費、築上町ハザードマップの作成事業費700万円と。

それから、もう一件、簡易水道事業特別会計は、繰越額が2,300万円となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

---

**日程第4. 議案第45号**

**日程第5. 議案第46号**

**日程第6. 議案第47号**

**日程第7. 議案第48号**

**日程第8. 議案第49号**

○議長（田村 兼光君） これより議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第45号専決処分について（平成26年度築上町一般会計補正予算（第8号）について）から、日程第8、議案第49号専決処分については専決処分の案件です。

よって、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号から議案第49号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

**日程第4、議案第45号専決処分について**（平成26年度築上町一般会計補正予算（第8号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 議案第45号専決処分について（平成26年度築上町一般会計補正

予算（第8号）について）、平成27年3月30日付で専決処分したので報告し、承認を求める。  
平成27年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第45号は専決処分でございますけれども、平成26年度築上町一般会計補正予算（第8号）の専決でございます。

専決の内容は、本予算案、繰越明許追加1件と、それからあと農業用災害復旧事業費ということで、正光池これは伝法寺でございます。それから、下香楽の男池、椎田干拓の池ということで、繰り越しをいたしたところでございます。これは、九州農政局に増嵩申請、それから実施協議、関係機関との調整をしましたので、専決処分にさせていただいてるところでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第45号について採決を行います。議案第45号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

**日程第5、議案第46号専決処分について**（平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 議案第46号専決処分について（平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）、平成27年5月28日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成27年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案46号も、これは専決処分でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に2億7,500万円を追加いたしまして、予算の総額を2億7,696万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、これはもう従前から毎年行っておりますけれども、この会計の赤字、平成26年度の赤字を補填するために、繰り上げ充用行いながら補填をするものでございます。

なお、回収率については少しずつではございますが、1.37%の回収がなっておるところでございます。

あとまた、償還助成等々をいただきながら、何とか債権者については時効にならないような措置をとりながら、債権回収に努力をしていくと、このような形で担当課は頑張っておるところでございます。

よろしく御審議、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第46号について採決を行います。議案第46号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

**日程第6、議案第47号専決処分について**（平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 議案第47号専決処分について（平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）、平成27年5月28日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成27年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第47号、これも専決処分でございます。

平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますけれども、本予算は、既定の歳入歳出予算の総額30億5,358万2,000円に1億700万円を追加いたしまして、31億6,058万2,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、平成26年度の国民健康保険会計が、決算見込みにより1億700万円の

赤字となっております。この赤字を、繰り上げ充用により補填するものでございます。

なお、26年度は単年度で2,330万円赤字となっておりますが、25年度のときは単年度では黒字でございましたが、この黒字分がいわゆる国との精算期の関係で大体同程度返納になったということで、この分が26年度の会計で赤字になってきたというようなことで、この赤字分を補填するものでございます。

どうぞよろしく御審議、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第47号について採決を行います。議案第47号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

**日程第7、議案第48号専決処分について**（築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第48号専決処分について（築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、平成27年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成27年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第48号も、これは専決処分でございますが、これも議案は築上町税条例の一部を改正する条例の専決でございます。

専決の主な改正事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバーの制度でございますが、この成立に伴い税関連の手続等に個人番号等の項目を追加。それから、町民税では、消費税引き上げによる住宅ローン減税措置の適用期限の延長、それから、ふるさと納税の控除限度額の引き上げ及び申告特例の導入、固定資産税では、土地等の減額措置の延長、軽自動車税では、環境への負荷を軽減した軽自動車について税の軽減

等の導入を、これはグリーン化特例と申しますが、原付自転車の税率変更の1年延期、たばこ税では、旧3級品の製造たばこについて税率の特例の廃止についての改正でございます。

なお、関連法令が平成27年3月31日に公布して、4月1日に施行されたため、条例も急を要し、同じ日に一応条例公布を3月31日にし、4月1日から施行するものでございます。

よろしく御審議をいただきながら、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第48号について採決を行います。議案第48号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

**日程第8、議案第49号専決処分について**（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第49号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、平成27年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成27年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第49号は、築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、これも地方税法の改正が一応27年3月31日付で改正されました。施行が4月1日。

主な内容は、課税の限度額が「81万円」が「85万円」に改正後なるということ。それからあと、軽減判定の所得が5割軽減が33万円掛け被扶養者「24万5,000円」が、被扶養者の1人当たりが「26万円」に変わるということでございます。それから、2割軽減が33万円プラス被保険者の45万円を1人当たりいただくわけでございますけれども、これが、被扶養者の1人当たりのいただく額が2万円一応上げると、そういう形の条例の改正でございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 今の説明の中で、最初町長が八十何万円っていうように私は聞こえたんですが、この数字の中に八十何万円っていうものがないんですが、どの部分が八十何万円になるんですかね。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ちょっと私が言い間違えたのかどうかわかりませんが、81万円が85万円という形になります。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 済みません。ちょっと私が資料の見方が悪いのかもしれないんですが、81万円が85万円という数字がこの中に出てきてないんですよね。だからどの部分、合計か何かあるんですかね。51万円が52万円とか、16万円が17万円っていうのがあるんですけど。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ごめんなさい。ちょっと、医療保険分が「51万円」が「52万円」、それから、後期高齢者支給分が「16万円」が「17万円」、介護保険分が「14万円」が「16万円」ということで、合計した形が「81万円」が「85万円」になると、こういうことでございます。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 討論を終わります。

これから議案第49号について採決を行います。議案第49号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9. 議案第50号

○議長（田村 兼光君） 日程第9、議案第50号平成27年度築上町一般会計補正予算（第

1号) についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長(八野 繁博君) 議案第50号平成27年度築上町一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度築上町一般会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。議案第51号平成27年度築上町。

○議長(田村 兼光君) はい、それは今度でいい。

○財政課長(八野 繁博君) 1個だけで、済みません。

○議長(田村 兼光君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 議案第50号は、平成27年度築上町一般会計補正予算(第1号)でございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額99億2,948万7,000円に3億472万2,000円を追加いたしまして、102億3,420万9,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、防衛施設周辺民生安定施設整備事業(学習等供用施設の改修)ということで、これは東築城と下別府の改修を予定しております。それから、保育園建てかえ実施設計の2,871万6,000円を一応予定をしておるところです。それからあと、防衛施設周辺防音事業(築城中学校建て替え実施設計)でこれを7,195万4,000円。それから、安心子ども基金事業等(私立保育所整備事業費補助金)これは東築城保育園が改修したいということで、一応申し出が出て予算がついておるようでございます。町の補助をするものでございます。

それから、歳入については防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金、それから防衛施設周辺防音事業補助金、それから過疎対策債を充当していこうと、このような計画でございます。

よろしく御審議をいただきながら、御採択をお願い申し上げます。

---

#### 日程第10. 議案第51号

○議長(田村 兼光君) 日程第10、議案第51号平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長(八野 繁博君) 議案第51号平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。平成27年6月4日、築上町長新川久三。

○議長(田村 兼光君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 議案第51号は、平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別

会計補正予算（第1号）でございます。

本予算は、既定の歳入予算の総額207万7,000円に39万1,000円を追加いたしまして、246万8,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、滞納者に対する訴訟を行うために弁護士費用の増額補正、それとあとは、手数料かあとはそれだけか、それが主なもので、一応もう一つは一般会計への繰入金ということで、余った分を補正するものでございます。そういうことで、違うなあ、一般会計はもらうんやなあ、もらって、この財源は一般会計からもらってするということでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

---

### **日程第11. 議案第52号**

○議長（田村 兼光君） 日程第11、議案第52号築上町有害鳥獣解体処理施設設置条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第52号築上町有害鳥獣解体処理施設設置条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成27年6月4日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第52号は築上町鳥獣被害対策実施体に関する条例の制定でございます。

本条例案は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲で、捕獲された鳥獣等を衛生的に解体処理するために必要な施設の設置に関し、必要な事項を定める条例の制定を行うものでございます。

中身については、捕獲した鳥獣の一応解体をしながら、解体はそれぞれ捕獲者が責任を持って行って、町のほうはこの施設を利用させるということで、有害鳥獣に基づいた形で利用する場合は一応特命で無料とすると、ただし有害鳥獣以外で捕獲した分については利用料1回につき500円をいただくと、このような条例でございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

---

### **日程第12. 議案第53号**

○議長（田村 兼光君） 日程第12、議案第53号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第53号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成27年6月4日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第53号は、築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、町政報告の中で申し上げた分でございますけれど、本条例案は、豊築地区障害支援区分認定審査会共同設置規約っていうのがございまして、この規約の中で豊築地区の1市3町で事務を当番制で行っております。2年交代です。その中で、審査会の委員報酬がそれぞれの市町村、市と町で定められてなかつたということで、定めるべきが適当であろうというふうなことで、今回一斉に定めるものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

---

### 日程第13. 議案第54号

○議長（田村 兼光君） 日程第13、議案第54号町道路線の廃止についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第54号町道路線の廃止について、次のように町道路線を廃止するものとする。平成27年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第54号町道路線の廃止でございます。

本案は、椎田干拓土地改良区内の椎田干拓地内に、土地改良区所有の町道ということで認定をしておる道路でございますが、これが干拓地区の農地改良ということで、暗渠排水と客土を同時に行うと、この事業の中でこの道路がもう不要になるというふうなことで、一応町道を廃止するものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

ここで、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りはあすの正午までとします。

---

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前10時40分散会

---